

提供年月日	平成30年4月27日
担当部課	市民部危機管理課
担当者	山田
連絡先電話番号	077-587-6089 (内 2420)

## 野洲市国民保護計画 変更の概要

### 1 変更理由

これまで国民の保護に関する基本指針や滋賀県国民保護計画の変更及び本市地域防災計画の修正等があり、計画の追加及び変更等の必要がある。また、平成29年度実施した本市地域防災計画の修正を踏まえ、本計画の変更を行う。

### 2 国民保護に関する法律等の改正・変更の流れ

表 国民保護に関する法律、指針、県計画、市計画等の改正・変更のながれ（平成30年3月現在）

年次	○武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（事態対処法）	○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）	○国民の保護に関する基本指針	○滋賀県国民保護計画	■野洲市国民保護計画	【参考】野洲市地域防災計画
H15	H15.6.13 制定					
H16		H16.6.18 制定				
H17			H17.3.25 作成			
H18				H18.1 作成		
H19			H19.1.9、 H19.10.5 変更		H19.3 作成	
H20			H20.10.24 変更			
H21			H21.11.6 変更			
H22			H22.11.9 変更	H22.3 変更		
H23						
H24						
H25			H25.3.22 変更			H25.7 修正
H26			H26.5.9 変更	H26.11 変更		
H27	H27.9.30 最終改正	H27.9.30 最終改正	H27.12.15 変更			
H28			H28.3.29、 H28.8.24 変更			
H29			(H29.12.19 変更※)			H30.3 修正

※国民の保護に関する基本指針（H29.12.19 変更）については、協議会後に変更されたため、次回変更時に反映予定

### 3 平成 29 年度の経緯

野洲市国民保護計画変更の平成 29 年度の経緯は、下表のとおりである。

時 期	項 目	内 容
平成 29 年 7 月 11 日	第 1 回 国民保護協議会	変更方針の確認、協議
7 月～10 月	変更素案の作成	変更方針を反映し、素案を作成
10 月	県との事前協議	変更素案に対する、県との事前協議を実施
10 月～12 月	変更案の作成	県との事前協議結果を変更素案に反映
12 月 19 日	第 2 回 国民保護協議会	変更案の確認、承認
平成 30 年 2 月 20 日	県知事に協議	変更案について、県知事に協議を実施し、承認を得た
3 月 15 日	第 3 回 国民保護協議会	県知事協議結果の報告、承認

### 4 主な変更点

#### (1) 「国民の保護に関する基本指針」、「滋賀県国民保護計画」の変更に伴うもの

##### ○ 武力攻撃原子力災害時の対応に関する事項

原因にかかわらず、原子力災害が発生した場合の対応については基本的に同じであることから、国及び県と連携し、野洲市地域防災計画（原子力災害対策編）等の定め例により、下記事項を実施することに修正

- ・県が実施するモニタリングへの要員派遣等の協力
- ・国、県の指示に基づき、県及び医療機関と連携して安定ヨウ素剤の配布服用を実施
- ・国、県と協力し、関係機関へ応援要請を行い、スクリーニング及び簡易除染を実施
- ・国、県の指導・助言・指示に従い飲食物の摂取制限等を実施

##### ○ 県内に UPZ※が及びることとなったことに伴う対応に関する事項

県内に UPZ が及びこととなり、野洲市地域防災計画（原子力災害対策編）が変更されたことに伴い、住民の避難誘導等の措置を追加

※UPZ・・・緊急時防護措置準備区域(urgent protective action planning zone)

##### ○ 大規模集客施設等における避難対策の円滑化に関する事項

大規模集客施設等において、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとることを追加

##### ○ 市町村国民保護計画変更の参考例（H29.8.3）の反映

#### (2) 野洲市地域防災計画等との整合

##### ○ 野洲市地域防災計画の平成 29 年度修正内容を踏まえた変更

【例】避難行動要支援者名簿の活用について

##### ○ 市の機構改革に伴う最新の組織・体制の見直し等（資料編）

【例】地域戦略室→市民病院整備課、生活安全課→危機管理課

##### ○ 一般状況（人口、気象状況等）を最新の状況に変更

##### ○ 災害時要援護者→避難行動要支援者の記述変更

# 野洲市国民保護計画

概要版

平成30年3月

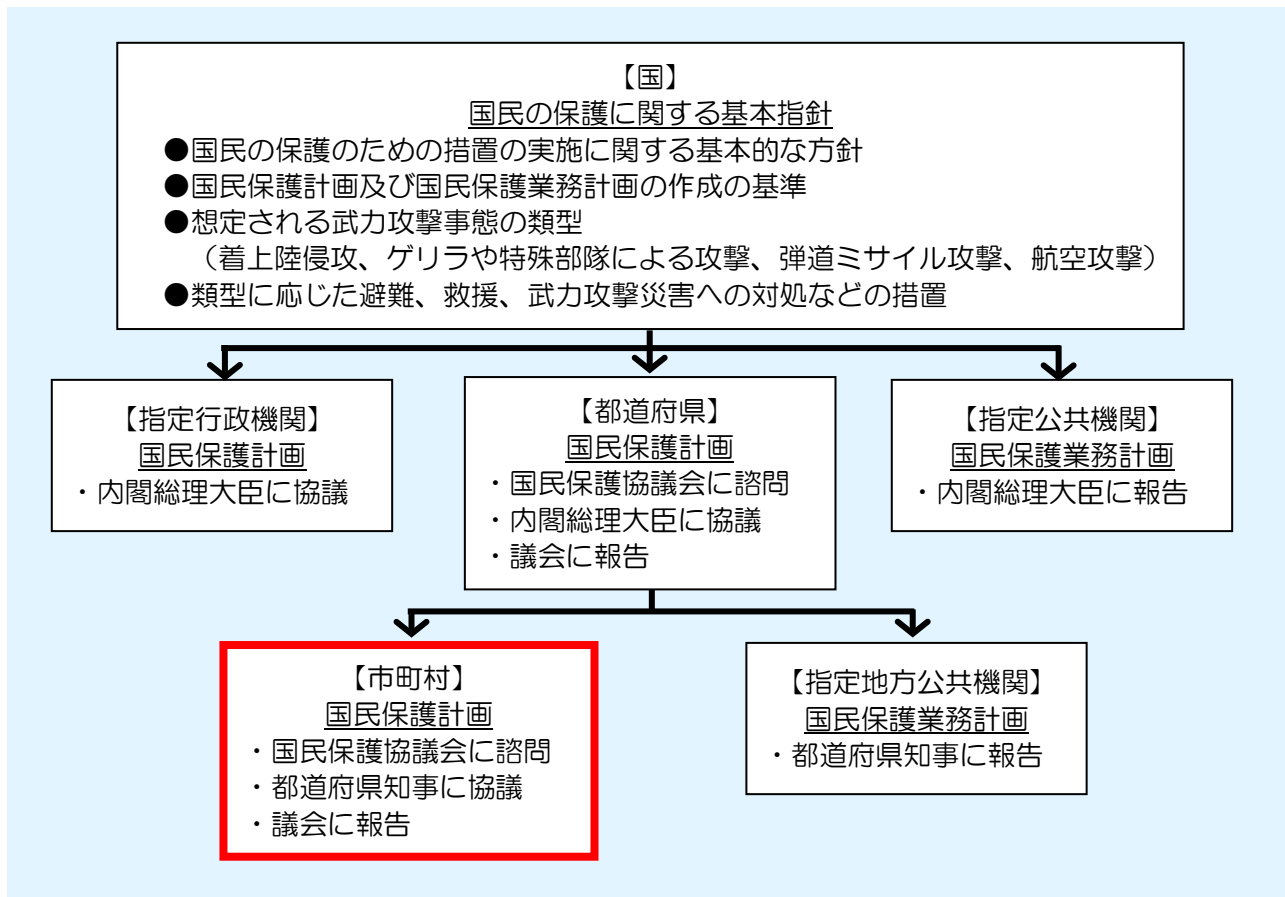
野洲市



# 野洲市国民保護計画 計画の概要

## ○国民保護計画とは

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、作成する計画である。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。



## ○野洲市国民保護計画の構成

野洲市国民保護計画は、「総論」、「平素からの備えや予防」、「武力攻撃事態等への対処」、「復旧等」、「緊急対処事態への対処」の5編で構成される。

市計画の構成と概要	
第1編 総論	国民保護計画の位置づけ、市の現況、対象となる事態の整理
第2編 平素からの備えや予防	組織・体制の整備、避難及び救援に関する平素からの備え、物資及び資材の備蓄、整備 など
第3編 武力攻撃事態等への対処	武力攻撃事態等が発生した場合の連絡・対処、救援、安否情報の収集提供 など
第4編 復旧等	応急の復旧、武力攻撃災害の復旧、国民保護措置に要した費用の支弁等
第5編 緊急対処事態への対処	緊急対処事態への対処、警報の通知及び伝達 など



# 第1編 総論

## ●野洲市の責務、計画の位置づけ

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨等について定める。

## ●国民保護措置に関する基本指針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本指針として定める。

- (1) 基本的人権の尊重
- (2) 国民の権利利益の迅速な救済
- (3) 国民に対する情報提供
- (4) 関係機関相互の連携協力の確保
- (5) 国民の協力
- (6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
- (7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重
- (8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

## ●野洲市国民保護計画が対象とする事態

野洲市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

### ○武力攻撃事態

#### (1) 武力攻撃事態の種類

- ①着上陸侵攻
- ②ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③弾道ミサイル攻撃
- ④航空攻撃

#### (2) NBC 攻撃

- ①核兵器等
- ②生物兵器
- ③化学兵器

### ○緊急対処事態

- ①危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
- ②多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
- ③多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
- ④破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

## 第2編 平素からの備えや予防

### ●組織・体制の整備等

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

- ①野洲市等における組織・体制の整備
  - ・各部署の平素の業務、職員の参集基準、消防機関の体制等
- ②関係機関との連携体制の整備
  - ・国、県、広域消防、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関との連携体制整備のあり方
- ③通信の確保
  - ・非常通信体制の整備・確保
- ④情報収集・提供等の体制整備
  - ・警報等の伝達に必要な準備
  - ・安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備
  - ・被災情報の収集・報告に必要な準備
- ⑤研修及び訓練
  - ・国民保護措置の実施に必要な知識の習得
  - ・武力攻撃事態等における対処能力の向上

### ●避難及び救援に関する平素からの備え

#### 1. 避難に関する基本的事項

##### ①基礎的資料の収集

・迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

##### ②広域消防との連携の確保

##### ③隣接する市町との連携の確保

##### ④高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

・市は、自然災害への対応として今後作成する避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

##### ⑤民間事業者からの協力の確保

##### ⑥学校や事務所との連携

##### ⑦湖上船舶等利用者の避難

#### 2. 避難実施要領のパターンの作成

・市は、関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

#### 3. 救援に関する基本的事項

##### ①県との調整

##### ②市が実施する救援

##### ③基礎的資料の準備等

#### 4. 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

・市は、県と連携し、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。



#### 5. 避難施設の指定への協力

- ・市は、必要な情報を提供するなど県に協力する。さらに、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

#### 6. 生活関連等施設の把握等

- ・市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

### ●物資及び資材の備蓄、整備

#### 1. 野洲市における備蓄

- ・住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

#### 2. 野洲市が管理する施設、設備の整備及び点検等

- ・市は、国民保護措置の実施を踏まえ、管理する施設及び設備について、整備・点検する。

### ●国民保護に関する啓発

#### 1. 国民保護措置に関する啓発

- ・市は、国及び県と連携し、住民に対し、様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

#### 2. 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

- ・市は、不審物等を発見した場合などの通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。また、市は、わが国に対する弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、住民に対し周知するよう努める。

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

### ●初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

1. 事態認定前における緊急事態連絡本部の設置及び初動措置
  - ・市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合に、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、「緊急事態連絡本部」を設置する。
  - ・市は、緊急事態連絡本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、必要により、避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。
2. 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応
  - ・市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知、連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課室体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡本部を設置して、即応体制の強化を図る。

### ●野洲市対策本部の設置等

1. 野洲市対策本部の設置・廃止
  - ・市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受けた場合、直ちに市対策本部を設置する。
  - ・市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。
2. 通信の確保
  - ・情報通信手段の確保・機能確認
  - ・通信輻輳により生じる混信等の対策

### ●関係機関相互の連携

1. 国・県の対策本部等との連携
  - ・市は、県の対策本部及び県を通じ、国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。
2. 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等
  - ・市は、市の区域における国民保護措置を実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関に対し、所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。
3. 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等
4. 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託
5. 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請
  - ・市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。
6. 野洲市の行う応援等
  - ・市は、他の市町から応援の求めがあった場合には、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
7. ボランティア団体等に対する支援等
  - ・市は、自主防災組織に対する必要な支援を行う。
  - ・市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

## 8. 住民への協力要請

- ・市は、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。
  - ①避難住民の誘導
  - ②避難住民等の救援
  - ③消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
  - ④保健衛生の確保

## ●警報及び避難の指示等

### 1. 警報の伝達等

- ・市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法により、速やかに住民及び関係のある国公私の団体に警報の内容を伝達する。
- ・市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により情報を伝達する。

### 2. 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行う。

#### ①避難の指示の通知・伝達

#### ②避難実施要領の策定

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

#### ③避難住民の誘導

- ・市長は、市の職員並びに消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。
- ・市長は、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。
- ・市長は、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体、自治会、自主防災組織等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。
- ・市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

#### ④武力攻撃事態の類型に応じた避難の基本的な要領等

- ・弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。
- ・ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施する。
- ・大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、国の総合的な方針を待って対応する。
- ・市長は、NBC攻撃の場合の避難においては、安全を図るための措置を講ずることや、風下方向を避けて避難を行う等に留意して避難誘導を行う。
- ・武力攻撃原子力災害の場合の避難については、国の対策本部における専門的な分析を踏まえた避難の指示が行われるが、事態の状況を見て、次のような指示が行われることとなる。

ア コンクリート建物等への屋内避難

イ 事態の進捗に応じて、避難によらなければ相当の被ばくを避けられない場合には、他の地域への移動

## ●救援

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。市長は、実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

- (1) 収容施設の供与
- (2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- (3) 医療の提供及び助産
- (4) 被災者の捜索及び救出
- (5) 埋葬及び火葬
- (6) 電話その他の通信設備の提供
- (7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 死体の捜索及び処理
- (10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

## ●安否情報の収集・提供

### 1. 安否情報の収集

- ・市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、市が管理する諸学校等からの情報収集、県警察、広域消防への照会などにより安否情報の収集を行う。

### 2. 県に対する報告

- ・市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。

### 3. 安否情報の照会に対する回答

- ・市は、安否情報の照会窓口、電話、FAX番号及びメールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ・個人の情報である安否情報データの管理を徹底する。

## ●武力攻撃災害への対処

- ・市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。
- ・市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。
- ・市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

### ○応急措置等

- ①退避の指示
- ②警戒区域の設定
- ③応急公用負担等
- ④消防に関する措置

### ○生活関連施設等における災害への対処等

- ①生活関連施設の安全確保
- ②危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除
- ③応急公用負担等
  - ・危険物質等に関する措置命令
  - ・警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

## 1. 武力攻撃原子力災害への対処等

市は、近隣地域に所在する原子力事業所が武力攻撃災害を受けた場合における周囲への影響を考慮し、次に掲げる措置を講ずる。

- ①野洲市地域防災計画（原子力災害対策編）等に準じた措置の実施
- ②放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等
- ③モニタリングの実施
- ④住民に対する情報の提供
- ⑤住民の避難誘導
- ⑥武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携
- ⑦国への措置命令の要請等
- ⑧安定ヨウ素剤の服用
- ⑨スクリーニング及び簡易除染の実施
- ⑩飲食物の摂取制限等
- ⑪職員の安全の確保

## 2. NBC 攻撃による災害への対処

市は、NBC 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

### ●被災情報の収集及び報告

市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

### ●保健衛生の確保、国民生活の安定に関する措置

#### ○保健衛生の確保その他の措置

##### 1. 保健衛生の確保

保健衛生対策、防疫対策、食品衛生確保対策、飲料水生成確保対策、栄養指導対策

##### 2. 廃棄物の処理

廃棄物処理の特例、廃棄物処理対策

##### 3. 文化財の保護

#### ○国民生活の安定に関する措置

##### 1. 生活関連物資等の価格安定

##### 2. 避難住民等の生活安全等

- ・被災児童生徒等に対する教育
- ・公的徴収金の減免等

##### 3. 生活基盤等の確保

- ・水の安定的な供給
- ・公共的施設の適切な管理

### ●特殊標章等の交付及び管理

- ・市長、消防長及び水防管理者は、具体的な交付要綱を作成した上で、職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。
- ・市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、啓発に努める。



## 第4編 復旧等

### ● 応急の復旧

#### 1. 野洲市が管理する施設及び設備の緊急点検等

- ・市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行う。

#### 2. 通信機器の応急の復旧

- ・市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。

#### 3. 県に対する支援要請

- ・市は、必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

### ○ ライフライン施設の応急復旧

- ・市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、措置を講ずる。

- ・市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な措置を講ずる。

### ● 武力攻撃災害の復旧

- ・市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。
- ・市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。

### ● 国民保護措置に要した費用の支弁等

#### 1. 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

- ・国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされている。

#### 2. 損失補償及び損害補償

- ・市は、国民保護法施行令に定める手続等に従い、損失補償及び損害補償を行う。

#### 3. 総合調整及び指示に係る損失の補てん

- ・市は、県の総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

## 第5編 緊急対応事態への対応

### ● 緊急対応事態

緊急対応事態対策本部の設置や緊急対応保護措置の実施などの緊急対応事態への対応については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対応に準じて行う。

### ● 緊急対応事態における警報の通知及び伝達

市は、緊急対応事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

